

最高裁秘書第3731号

令和7年11月26日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年11月18日に答申（令和7年度（情）答申第71号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和7年度（情）諮問第25号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和7年4月14日（令和7年度（情）諮詢第25号）

答申日：令和7年11月18日（令和7年度（情）答申第71号）

件名：名古屋地方裁判所における特定日以降の名古屋地裁及び管内簡裁の職員配置表の一部不開示の判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

名古屋地裁及び管内簡裁の職員配置表（令和6年4月以降の最新版）の開示の申出に対し、名古屋地方裁判所長が、別紙1記載の各文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、本件対象文書中の別紙2記載の各部分（以下「本件是正部分」という。）を不開示とした部分を除き妥当であるが、本件是正部分は開示すべきである。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、名古屋地方裁判所長が令和7年2月19日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

裁判所では、平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（以下「申合せ」という。）に準じ、公務員の説明責任の観点から、常勤、非常勤の区別なく職員の氏名は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号ただし書イ）に当たるものとして、原則として公にすることとしている（令和3年度（情）答申第16号）。各執務室等の配置、形状、規模及び配席に関する情報が不開

示情報に当たる（令和6年度（情）答申第25号参照）としても、本件対象文書の不開示部分は上記情報ではない。

そのため、裁判官、主任書記官及び書記官の配属部、並びに事務官等の氏名は不開示情報に当たらないといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 苦情申出人は、原判断において不開示とした情報のうち、裁判官、主任書記官及び書記官の所属部並びに事務官等の氏名（以下「本件氏名等不開示部分」という。）は不開示情報に当たらないと主張するが、本件不開示部分は以下のとおり不開示情報に相当する。

すなわち、本件対象文書には、名古屋地方裁判所（支部及び簡裁を含む。）に所属する職員の所属、職名及び氏名等が記載されており、これらの情報は、職員ごとに一体として個人識別情報（法5条1号）に相当する。このうち国立印刷局編「職員録」（以下「職員録」という。）に掲載されている情報については、法5条1号ただし書イに該当することから開示したが、その余の情報については、同号ただし書イからハまでに該当する事情が認められないことから不開示とした。

2 これに対し、苦情申出人は、職員の所属及び氏名は、申合せに準じ、不開示情報ではない旨主張する。しかし、申合せは、職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名の取扱いに関するものであるところ、職員配置表は、勤務する職員の所属、職名及び氏名等を一覧化したものにすぎず、登載されている各職員が担う職務遂行に係る情報は記載されていないから、申合せが妥当するものとはいえない。

また、苦情申出人は、令和6年度（情）答申第25号を指摘した上、職員の所属及び氏名は、前記答申の例で不開示とした各執務室等の配置、形状、規模及び配席に関する情報ではないから、不開示情報ではない旨主張する。しかし、前記答申は、職員配置図に記載された配席等の情報の法5条6号相当性に

ついて判断したものであるところ、本件は、職員の所属及び氏名について法5条1号に相当することを理由に不開示とするものであるから、前記答申とは事案及び理由を異にするものであって、上記の主張も理由がない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年4月14日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月24日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年11月7日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件氏名等不開示部分には、名古屋地方裁判所に所属する職員の氏名、職名、所属する部署名等が記載されている。これらの情報は、職員ごとに一体となる個人識別情報（法5条1号）であると認められる。そして、最高裁判所事務総長は、これらの情報のうち、職員録に掲載されている情報は同号ただし書イに該当するから開示したが、その余の本件氏名等不開示部分の情報は同号ただし書イに該当しない旨説明する。

(1) そこで検討すると、職員録が一般に広く販売されている事実に照らせば、個人識別情報のうち、その氏名が職員録に掲載されている職員（以下「掲載職員」という。）の氏名部分は、同号ただし書イに相当するといえる。また、掲載職員の職名又は所属する部署名等（職名から認定可能な場合を含む。）も、職員録に掲載されている場合には、掲載されている限りで、同号ただし書イにより開示すべきである。一方で、掲載職員の個人識別情報のうち、職員録に掲載されていない情報については、基本的には同号ただし書イから今までに相当する事情が認められず、同号により不開示とするのが相当である。

（令和7年度（情）答申第37号参照）

他方、職員ごとに一体となる個人識別情報のうち、その氏名が職員録に掲

載されていない職員については、その他の方法で氏名が公表されている事実も認められない以上、同号ただし書イからハまでに相当する事情が認められず、氏名部分を不開示とするのが相当である。この場合、氏名以外の部分については、取扱要綱記第3の2に基づき、公にしても権利利益を侵害するおそれがないと認められる部分に限り開示するのが相当である。

(2) これを本件について見ると、本件是正部分の係名は、当該係の他の職員の氏名は不開示となっているため、職員録に担当係が掲載された職員の氏名のみが開示されている係名であるから、公表慣行が認められる情報として開示するのが相当である。

その余の本件氏名等不開示部分の情報については、上記のとおり法5条1号の個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情が認められないため、不開示とするのが相当である。

(3) 苦情申出人は、別件の答申（令和3年度（情）答申第16号）の存在を指摘した上、裁判所では、申合せに準じ、公務員の説明責任の観点から、常勤、非常勤の区別なく職員の氏名は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法5条1号ただし書イ）に当たるものとして、原則として公にすることとしているから、裁判官、主任書記官及び書記官の配属部、並びに事務官等の氏名は不開示情報に当たらない旨主張する。しかしながら、不開示情報に相当するか否かは、文書開示の申立てごとに判断すべきものである。申合せは、各行政機関に所属する職員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名に関するものであるところ、職務遂行情報とは、公務員がその分任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいうと解するのが相当である。本件対象文書である職員配置表等に記載された情報は、具体的な職務の遂行と関連するものではないから、職務遂行情報に当たらないというべきである。そして、本件不開示部分のうち法5条1号の個人識別情報に相当する部分について、別件で同種類似の情報が開示さ

れたことがあるからといって、当該同種類似の情報及び本件氏名等不開示部分が今後反復継続的に開示されることが予定されているものであるとはいえない、直ちに慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとはいえない。

2 なお、念のため検討すると、本件対象文書の不開示部分のうち、本件氏名不開示部分を除いた部分については、本件対象文書を見分した結果によれば、電話番号、ファクシミリ番号及び内線番号が記載されている。これらの電話番号、ファクシミリ番号及び内線番号は、いずれも外部に公表されていないものと認められ、これらの情報が公になると、職務に関係のない問合せやファクシミリ送信によって職務に必要な連絡に支障が生じるなど、裁判所職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるといえる。よって、本件対象文書の不開示部分のうち、本件氏名不開示部分を除いた部分については、いずれも法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。（令和6年度（情）答申第25号参照）

3 以上のとおり、原判断については、本件対象文書の不開示部分のうち、本件是正部分を除いたものは法5条1号又は6号に規定する不開示情報に相当すると認められるので妥当であるが、本件是正部分は開示すべきであると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸 雅子

委員 川 神 裕

別紙1

- 1 名古屋地方裁判所事務局総務課・人事課職員配置表（令和6年4月1日現在）
- 2 名古屋地方裁判所事務局経理課・出納課職員配置表（令和6年4月1日現在）
- 3 首席書記官 Aで始まる文書（令和6年4月15日現在）
- 4 首席書記官 Aで始まる文書（令和6年4月1日現在）
- 5 裁判官 Bで始まる文書（令和6年4月1日現在）
- 6 名古屋地方裁判所管内支部職員配置表（令和6年4月1日現在）
- 7 名古屋簡易裁判所職員配置表（令和6年4月1日現在）
- 8 名古屋地方裁判所管内独立簡裁職員配置表（令和6年4月1日現在）

別紙2

名古屋地方裁判所事務局経理課・出納課職員配置表（令和6年4月1日現在）の
うち、以下の各部分に記載されたもの

- 1 「係名」欄の上から1番目、2番目及び3番目の枠内に記載されたもの
- 2 「係名」欄の下から1番目の枠内に記載されたもの